平成２５年（フ）第２８６号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3647番地の３
債務者　今村　靖子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３７号
北九州市若松区白山１丁目６番31号
債務者　道上　寛康
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８１号
北九州市門司区大里東１丁目７番５―501号
債務者　伊崎ユキ子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９７号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目18番８号半城アパート４号
債務者　迫　　セツ
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０８号
北九州市小倉南区下曽根４丁目28番８号
債務者　井上　歩美（旧姓水盛）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓561番地５、前住所鹿児島県肝属郡錦江町田代麓554番地２
債務者　橋口　章弘
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７７５号
愛知県小牧市大字本庄2543番地
債務者　松浦　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
松江市玉湯町玉造1393番地９　新宮アパート１号室
債務者　川角いく子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２５号
大阪市旭区森小路２丁目２番27号
債務者　池田　栄子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８０号
大阪市西淀川区佃３丁目19番11号　ルネッサンスクレージュ６H号室、住民票上の住所大阪市西淀川区佃３丁目19番11号　ルネッサンスクレージュ５H号室
債務者　椛島　雄次
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０３号
大阪府門真市城垣町17番14―４号
債務者　小野　太一
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３４号
大阪市此花区高見１丁目４番56―203号
債務者　松崎　和浩
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６８号
大阪府枚方市星丘２丁目20番11―16号
債務者　清水　　靖
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５０７号
大阪市生野区巽中２丁目18番24号　清和マンション402号
債務者　渡辺　泰臣
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１３号
大阪市平野区瓜破東１丁目11番４―104号
債務者　中村吉太郎
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１４号
大阪市平野区瓜破東１丁目11番４―104号
債務者　中村　康司
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７３号
大阪市東成区東中本２丁目17番10号　長谷川ハウス205号
債務者　久保田芳和
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部